

## 令和7年度 京都奏和高等学校 いじめ防止対策基本方針

### 1 基本的な考え方

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう（いじめ防止対策推進法第2条）。ここには、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じていなくても、ほかの子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものを含む（京都市いじめの防止等に関する条例第2条）。

#### (2) いじめの態様

具体的な「いじめ」態様としては

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う。
- ② 仲間外れ・集団による無視をする。
- ③ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをしてたたいたり、蹴ったりする。
- ④ ひどくぶつかったり、遊ぶふりをしてたたいたり、蹴ったりする。
- ⑤ 金品をたかる。
- ⑥ 所有物を隠したり、壊したり、捨てたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをしたり、させたりする。
- ⑧ 上記をケータイ・スマホ等で撮影する・他者に送信する。
- ⑨ パソコン・ケータイ・スマホ等で、誹謗中傷や嫌なことや無視をする。

などが挙げられるが、「いじめ」に発展する恐れがある何気ない冷やかしや悪ふざけ、「遊び」や「ふざけ」を装うもの、双方にトラブルの要因がある生徒間トラブルなど、「いじめ」かどうかの見極めが難しい事案や周りには見えにくいものもある。

また、「いじめ」が解決したと思われる場合でも、学校外など周りから見えないところで続いている、態様を変えて行われていること、さらに「いじめ」を受けた子どもへの心の傷がなかなか癒えないこともあるので、継続して見守り、十分な注意を払うことが必要である（京都市いじめの防止等取組指針）。

### 2. 基本理念

#### (1) いじめは絶対にしない・させない

いじめ防止等の対策は、いじめがすべての生徒に関係する問題であり、かつ、極めて重大な人権問題であることから、いじめは絶対にしない・させない。

#### (2) 自己指導能力を高める

他者とのかかわりの中で、自分の在り方を肯定的にとらえ一人一人が大切な存在であるこ

とを生徒が自覚できるようにするとともに、他者と自分との関係性の中で、自らがどのような役割や活動を担えばよいかを考えて決定することができる自己指導能力を養う。

### (3) 組織全体で取り組む

いじめは当事者だけの問題ではなく外部機関の関係者と連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。そのため、日常の学校生活の中でいじめを許さない環境を作り、専門的な知見を基に迅速かつ丁寧に組織全体で取り組む。

## 3. いじめ防止等取組推進の組織

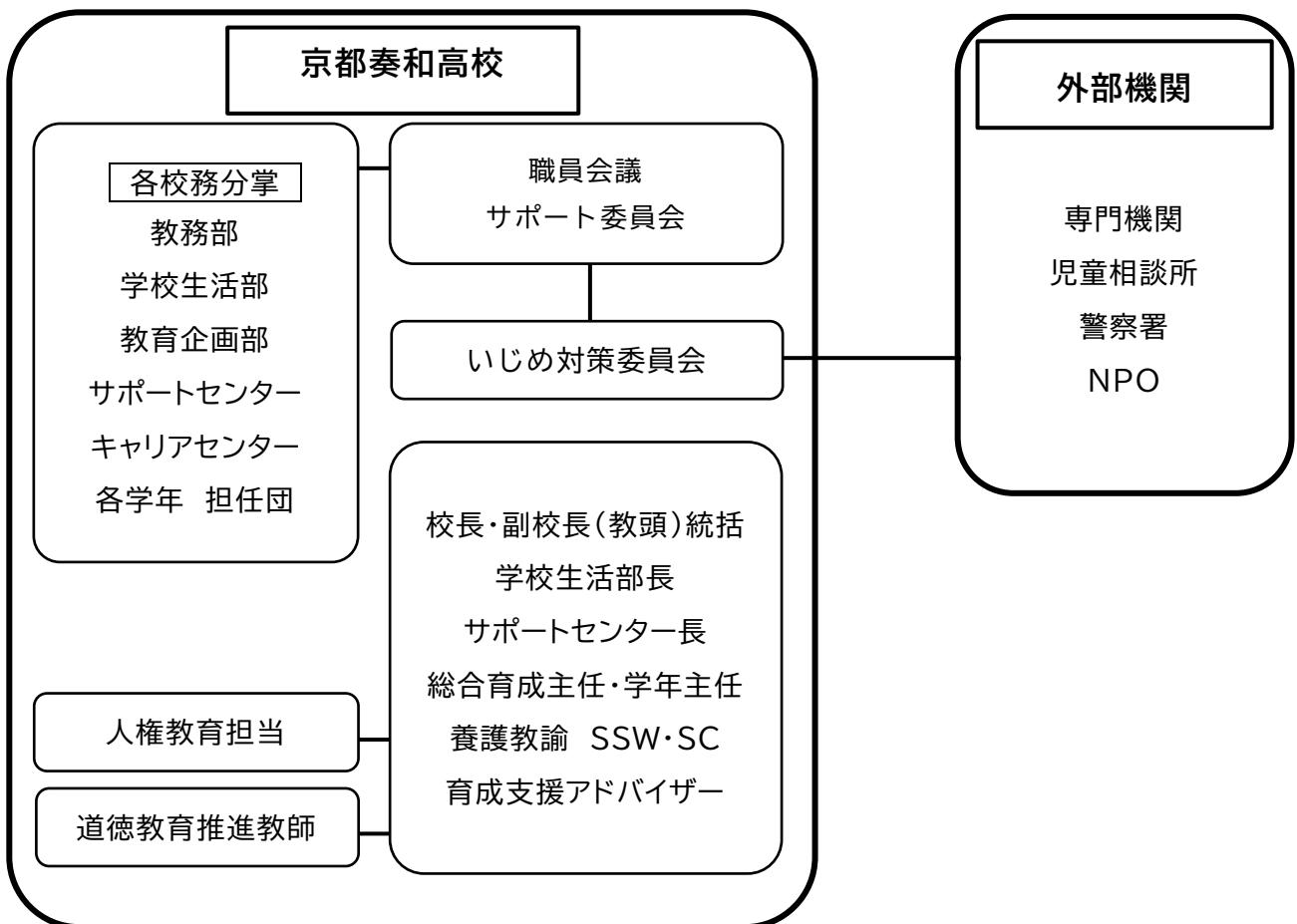
### (1) 組織の設置

いじめ防止対策推進法第 22 条に基づきいじめに関する事案の対処をするため、「いじめ対策委員会」を設置し、組織的な対応に当たる。

### (2) 構成員

いじめ対策委員会は下記の構成員により構成する。

- ① 校長 ② 副校長（教頭） ③ 統括 ④ サポートセンター長 ⑤ 学校生活部長
  - ⑥ 学年主任 ⑦ 総合育成主任 ⑧ SSW・SC ⑨ 養護教諭 ⑩ 育成支援アドバイザー
  - ⑪ 人権主任
- ※その他事案に応じ必要と思われる教職員・スタッフ



## 4. 学校いじめ防止プログラム

## (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

学校の教育活動全体を通した豊かな心を育成する。命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識の醸成など、道徳性を高める取組を教育活動全体を通して行う。

### ① 学習環境の整備

整理整頓の行き届いた、落ち着いた教室をつくる。

### ② 個に対応した授業（「できる授業」「生徒指導の機能が活かされた授業」づくり）

少人数で講座を編成し、ＩＣＴを活用した授業、ユニバーサルデザインを意識した展開で「できる」が実感できる授業をつくる。

### ③ 道徳教育、人権教育の充実

道徳教育推進教師や人権教育担当者を中心に、計画的な人権学習を実施する。日々の学校生活を通じて、規範意識の醸成や道徳性を意識した支援を心掛ける。

### ④ 生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

生徒会活動や、地域と連携した体験活動を企画し、奏和タイムを中心に、生徒の主体的な活動を支援する。

### ⑤ 生徒同士の絆づくり

特別活動、他学年との交流、生徒会活動、部活動等を通じて、生徒の規範意識や自己存在意識の向上を推進するとともに、NPOやボランティアを活用し、生徒同士だけでなく広く人間関係が築けるよう配慮する。

### ⑥ スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー（SC）、育成支援アドバイザーなどの専門家スタッフによる学校生活や学習活動に対する支援の充実。

## (2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

### ① 日常の生徒に関する情報共有

- ・日々の生徒の変化、気づきの情報共有は、毎週の「サポート委員会」にて行う。
- ・「サポート委員会」ではいじめの態様を意識して、そのような情報があった場合。すぐにいじめ対策委員会を開き、いじめの早期発見につなげる。
- ・生徒・保護者からの相談をうけた教職員・スタッフは、いじめ対策委員メンバーに相談する。いじめ事案と判断した場合は「いじめ対策委員会」を招集する。対策・対応を協議し「サポート委員会」「職員会議」で報告する。

### ② 生徒に対する定期的な調査

- 1) いじめアンケート・学校評価アンケートの実施
- 2) 各学期に個別面談の実施

### ③ 上記調査の結果の検証および組織的な対処

- ・SC、SSW を交えた検証の実施
- ・いじめ対策プログラム・事業の検討
- ・サポート委員会へのフィードバック
- ・ケース会議の招集

### (3) いじめが起こった時の対応

#### ① 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込みず、速やかにいじめ対策委員に連絡・相談する。相談を受けた教職員・スタッフは「いじめ対策委員会」を招集し、対策・対応を協議し速やかに全教職員への情報共有と対応策の周知を行う。なお、対応に当たっては被害生徒の保護・支援を最優先とし、保護者をはじめ必要に応じて、関係機関・専門機関とも連携し加害生徒共々教育的な指導を行う。

重大事態については、教育委員会に速やかに連絡し現状報告等を通じて、学校への支援体制を確保する。

#### ② 丁寧な事実確認・聞き取りの徹底

いじめの通報や相談があった場合、まずいじめを受けた生徒、いじめを行った生徒双方の話を個々に丁寧に聞き取り、事実確認を行う。聞き取った内容は時系列で事実経過を確認・整理して記録をまとめる。

#### ③ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有や対応

いじめ情報の捕捉	●通報・相談など
いじめ対策委員会	●方針・見通しの共有
正確な事実確認  情報共有	●誰が誰をいじめているのか ●いつ、どこで起こっているのか ●どんな内容、どんな被害 ●きっかけは ●いつ頃から、どれくらい続いているのか
生徒への支援  情報共有	<被害生徒に対して> ●事実確認・指導 ●心の安定を図る ●「最後まで守ること」「秘密を守ること」を確認 ●必ず解決する学校の意思を伝える
生徒への指導  情報共有	<加害生徒に対して> ●事実確認・指導 ●いじめた気持ちや状況を十分に聞き、背景にも目を向ける ●「いじめは決して許されない行為である」という重大さや被害者側の気持ちを認識させる
保護者との連携	●正確な事実関係を説明 ●学校のよりよく解決を図る姿勢を伝える ●今後のかかわり方などを一緒に考え助言する
今後の対応  定期的な情報共有	●保護者との連携や継続した観察等による状況把握 ●日誌や定期的な面談等による積極的なかかわり ●カウンセラーや関係機関を活用した心のケア

## (4) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

### 基本的な考え方

- ① 生徒に情報モラルを身につけさせる指導を行い、インターネット等の特殊性による危険を十分に理解したうえで、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。
- ② インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちにサイト管理者又はプロバイダーに削除依頼をする。また、必要に応じて所管警察署や京都地方法務局に相談する。
- ③ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

## (5) 重大事態への対処

### ① 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 28 条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### ② 重大事態が発生した時の対応

- 1) いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護を特に重要と捉え、重大事態の疑いが生じた時点で調査を開始する。
- 2) 教育委員会に直ちに報告し、教育委員会と十分に連携を図り、対処方針を共有し支援体制の確保をし、迅速に対応する。
- 3) 調査に当たっては、いじめを受けた生徒や保護者の意向を十分に踏まえ、いじめ対策委員会を調査主体として当該事態にかかる事実関係を明確にする。
- 4) 情報の提供  
学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- 5) 調査結果  
調査結果を京都市教育委員会を通じて市長に報告する。
- 6) 再発防止  
調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な取組を進める。

## (6) いじめの解消

### ① 救済

いじめに係る行為が少なくとも 3 ヶ月止んでいること。ただし 3 か月間という期間は目安とし、いじめは形を変えて続くことや、表面上はわからないことがあることを想定し、いじめ対策委員会を中心とした学校全体で長期の期間設定して、注意深く観察する。

## ②回復

いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない状態になるよう支援していく。

いじめを受けた生徒本人及びその保護者に、面談や連絡をとり、継続的な支援を行う。

## (7) 教職員の資質能力向上の取組

- ① 内容（いじめ事案対処に関する校内研修等）
- ② 実施時期（年間を通じて複数回）

## (8) 保護者・地域、関係機関との連携

- ①保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

## (9) 年間計画

月	対策委員会	取組・行事
4	・第1回いじめ対策委員会 「基本方針の検討・確定」 ・いじめ対策基本方針をホームページに掲載	・入学式、始業式 ・サポート委員会 毎週 ・Quintetto ・生徒指導方針説明
5	・保護者向けプリント配布 ・生活安全教室（1・2年生徒）	・遠足（2・3・4年） ・憩いの場 ・レクリエーション大会（1年） ・進路オリエンテーション（2年） ・適学・適職検査・1学期中間考查 ・インターンシップ説明会
6	・第1回いじめアンケート（記名式）	・Quintetto ・奏和タイム企画 ・球技大会 ・憩いの場 ・進路オリエンテーション（1・2年）
7	・第2回いじめ対策委員会「アンケート結果分析」 ・アンケート結果報告	・1学期期末考查 ・1学期終業式
8		・2学期始業式 ・インターンシップ
9		・奏和タイム企画 ・Quintetto
10		・中間考查 ・Quintetto ・文化祭
11	・いじめ学習会（生徒） ・第2回いじめアンケート（記名式）	・体育祭
12	・第3回いじめ対策委員会 「アンケート結果分析」	・期末考查 ・2学期終業式
1	・アンケート結果報告	・3学期始業式 ・Quintetto ・憩いの場 ・生徒会役員選挙
2	・第4回いじめ対策委員会 「学校関係者評価・総括」	・Quintetto
3		・学年末考查

